

大通達甲（人少）第10号
令和4年6月10日

簿冊名	例規（1年）
保存期間	1年
電子供覧対象文書	

生活安全部人身安全・少年課長
各警察署長 殿

生活安全部長

非行少年を生まない社会づくりの推進について(通達)

全国の少年非行情勢については、刑法犯少年の検挙人員が継続して減少し、令和3年に戦後最少を更新したものの、依然として、社会の耳目を集める凶悪な事案が後を絶たないほか、特殊詐欺に加担する少年の検挙人員は依然として高水準で推移しており、また、少年の大麻事犯に係る検挙人員は増加傾向にある。さらに、刑法犯少年の再犯者率についても、依然として3割を超えている実態がある。

こうした状況を踏まえ、県警察においては、次代を担う少年の健全育成を図るため、問題を抱えた個々の少年に対し積極的に手を差し伸べ、地域社会とのきずなの強化を図る中でその立ち直りを支援し、再び非行に走ることを防止するとともに、少年を厳しくも温かい目で見守る社会気運を向上させるなど、非行少年を生まない社会づくりを引き続き推進することとしたので、各所属にあつては、下記の取組を積極的かつ効果的に実施されたい。

なお、「非行少年を生まない社会づくりの推進について」（平成30年5月31日付け大通達甲（少年）第3号）は、廃止する。

記

1 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動の推進

生活安全部人身安全・少年課及び各警察署（以下「警察署等」という。）にあつては、非行少年のうち、家庭裁判所の終局決定後の事情等を総合的に勘案して立ち直り支援を必要としているもの及びその保護者に対して、刑事部門及び交通部門と連携の上、積極的に連絡を取り、保護者の同意（当該少年が特定少年（少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第2条第2号に規定する特定少年をいう。）の場合にあつては、本人の同意）が得られた場合には、当該少年の立ち直り支援活動を引き続き推進すること。

また、問題を抱えた少年の立ち直り支援においては、少年と地域社会とのきずなを構築することが重要であることから、継続的に少年及び保護者と連絡を取り、相談を受けたり、必要な助言を行ったりするとともに、大学生ボランティアを始めとした少年警察ボランティア、地域住民、関係機関等と協働し、少年の修学・就労に向けた支援、少年の社会奉仕体験活動等への参加機会の確保等、個々の少年の状況に応じた支援活動の推進に努めること。

2 少年を見守る社会気運の向上

少年を取り巻く地域社会のきずなを強化し、少年の規範意識の向上を図るためには、社会全体として少年の特性や非行に走る要因、背景等について理解を深め、少年に対して、厳しくも温かい目で見守る「大人の目」があることを伝えていく必要がある。

そこで、警察署等にあっては、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）に定める再犯防止推進計画（地方再犯防止推進計画を含む。）に基づく各地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組等に配慮しつつ、より一層、少年を見守る社会気運を高めるため、自治会、企業、各種地域の保護者の会等に対して幅広く情報発信すること。

また、少年警察ボランティア等の協力を得て、通学時の積極的な声掛け及び挨拶運動、街頭補導の実施、社会的奉仕活動等を通じて大人と触れ合う機会の確保に努めるほか、少年及び保護者からの相談を受け付ける体制の拡充に努めること。

このほか、地域警察官等による街頭活動における少年への積極的な声掛け、万引き等の初発型非行を防止するための官民が連携した対策、非行防止教室の開催等の取組も推進すること。

3 計画的な取組の推進

各警察署においては、管内の少年非行情勢及びこれまでの取組にも留意しつつ、前記1及び2に規定する取組を推進するため、非行少年を生まない社会づくりに必要な具体的施策を計画的に実施すること。

（人身安全・少年課企画・指導係）